

**2019 年度 島根大学山陰法実務教育研究センター**  
**地域社会や職場等における法実務スキルアップのための“特別教育プログラム”**  
**受講生募集要項（8月入学）**

第一線で働く社会人が必要とする法律の高度な専門的知識と実践的な技能とは何か…。これらをわかり易く解説しながら修得していただく特別教育プログラムを皆様にご提供いたします。

### **1. 対象者：現職の社会人**

地域社会や職場等の中で法実務に従事または係わっておられる社会人の方で、ご自身の法律に関するスキルアップを目指す方を対象にしています（別紙履修資格表のとおり）。

### **2. 特別教育プログラムの特徴**

#### **履修証明書の交付**

履修期間は基礎の学び直しの期間である前半半年間と応用実践的な学習期間である後半半年間の約1年間を基本としますが、お忙しい方のために、前半だけまたは後半だけ、さらには短期履修型の期間だけと、受講者の学習目的に合わせて履修できるキャリアアップのための教育プログラムです。同一コース内での短期履修型については複数パッケージを受講できます。

なお、修了時に履修時間が60時間以上の場合は、学校教育法に基づき履修証明書を授与いたします。履修時間には各授業単元の課題学習時間（2時間以上）を含むものとします。

また、受講者の学習目的や都合等により短期履修型の受講で履修時間が60時間未満である場合には、受講した授業の受講証明書を発行いたします。

### **3. 特別教育プログラムの内容**

#### **◎ 企業法実務コース**

経済のグローバル化が進み、経済環境が一段と複雑化するに伴い、大企業のみならず中小企業の事業活動をめぐるトラブルも多発する傾向にあります。そして、その相手も、取引先・消費者・行政・住民など多岐にわたっていることから、今日、ビジネスパーソンには多くの法的知識の理解とそれに基づく実践的処理能力が求められています。

このコースでは、下記に示す授業内容を通して、中小企業の社員が担当する業務に関して必要な法知識と実践的な法運用能力を修得することを目的としています。

なお、東商ビジネス実務法務検定試験1級ないしは2級レベルを想定します。

#### **(1) 前半半年間：社会人のための民事法学び直し教育プログラム（20コマ）**

このコースでの学び直しの基礎となる民法と民事手続法について、これらの法分野に係るスキルアップをはかっていきます。

- ① 民法スキルアップ教育プログラム（15コマ）
- ② 民事手続法スキルアップ教育プログラム（5コマ）

③ 各授業単元課題学習（注）

（前半半年分）

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)	
第 1 回	民法（1）民法概論	朝田 良作	民法に限定した 短期履修 1,400円(税込) ×15 コマ =21,000円	
第 2 回	民法（2）民法を学ぶ前に			
第 3 回	民法（3）意思表示・法律行為の無効と取消し			
第 4 回	民法（4）代理、条件および期限・期間、時効			
第 5 回	民法（5）物権法総論、物権変動	玉樹 智文		
第 6 回	民法（6）各種の物権			
第 7 回	民法（7）担保物権①			
第 8 回	民法（8）担保物権②			
第 9 回	民法（9）債権法序説、債務不履行、責任財産の保全			
第 10 回	民法（10）弁済その他の債権消滅原因、債権譲渡、債務引受等			
第 11 回	民法（11）多数当事者の債権債務関係、第三者による債権侵害			
第 12 回	民法（12）契約法総論、贈与			
第 13 回	民法（13）売買、消費貸借、使用貸借			
第 14 回	民法（14）賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、和解			
第 15 回	民法（15）法定債権関係			朝田 良作
第 16 回	民事手続法（1）どんな訴えが起こせるのか	熱田 雅夫		民事手続に限定 した短期履修 1,400円(税込) ×5 コマ =7,000円
第 17 回	民事手続法（2）民事訴訟の基本原則			
第 18 回	民事手続法（3）事実認定と証拠、判決			
第 19 回	民事手続法（4）上訴と再審			
第 20 回	民事手続法（5）民事執行と保全			

（2）後半半年間：企業法務に係る事例研究による実践的な学習（15コマ）

前半半年間の基礎的な学び直しを踏まえ、会社法務など企業法務に係る事例を取り上げ、実践的な学習を行います。

- ① 労働法実務演習（3コマ）
- ② 会社法実務演習（5コマ）
- ③ 民事手続実務演習（5コマ）
- ④ 企業法特殊講義（2コマ）
- ⑤ 各授業単元課題学習（注）

（注）各授業単元課題学習とは、他のコースも同様、各回の授業ごとに事前に課題を

出し、その課題につき予習をしていただく学習の事です。各回の授業の予習は2時間行っていただきます。もちろん、2時間以上行っていただいても結構です。

(後半半年)

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	労働・労務管理に関する法実務(1) 採用・採用内定・試用期間の法的問題と対応	鈴木 隆	労働・労務管理の 法実務を対象と する短期履修 1,400円 ×3 コマ =4,200円
第2回	労働・労務管理に関する法実務(2) 就業規則をめぐる法的問題と対応		
第3回	労働・労務管理に関する法実務(3) 賃金・賞与をめぐる法的問題と対応		
第4回	会社経営の法実務(1) 会社設立にかかわる法律関係とその問題点	大川 濟植	短期履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第5回	会社経営の法実務(2) 株式をめぐる法的問題と会社の資産調達の方法		
第6回	会社経営の法実務(3) 会社経営をめぐる法律関係1		
第7回	会社経営の法実務(4) 会社経営をめぐる法律関係2		
第8回	会社経営の法実務(5) 組織再編と企業ガバナンス構造上の問題点		
第9回	企業法務において重要な民事手続法(1) 貸金請求における領収書	熱田 雅夫	企業法務で重要 な民事手続法を 対象とする短期 履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第10回	企業法務において重要な民事手続法(2) 土地取引事例において80%をめざすとは		
第11回	企業法務において重要な民事手続法(3) 売買事例における証人尋問への対応		
第12回	企業法務において重要な民事手続法(4) 破産等民事手続と取引関係の影響1		
第13回	企業法務において重要な民事手続法(5) 破産等民事手続と取引関係の影響2		
第14回	企業法実務特講(1)	朝田 良作・ 玉樹 智文	短期履修型と組 み合わせて受講 1,400円
第15回	企業法実務特講(2)	大川 濟植	×2 コマ =2,800円

- 前半半年間 \*民法（講義・課題学習）（100分+120分）×15回≒55.0時間  
 \*民事手続法（講義・課題学習）（100分+120分）×5回≒18.3時間  
 後半半年間 \*労働・労務管理に関する法実務（演習・課題学習）  
 （100分+120分）×3回≒11.0時間  
 \*会社経営の法実務（演習・課題学習）  
 （100分+120分）×5回≒18.3時間  
 \*企業法務において重要な民事手続法（演習・課題学習）  
 （100分+120分）×5回≒18.3時間  
 \*企業法実務特講（演習・課題学習）  
 （100分+120分）×2回≒7.3時間

上記授業パッケージのうち、合計60時間以上受講するよう選択し受講すると、履修証明書が交付される。

### ◎ 医療・福祉法実務コース

医療過誤の問題、患者への説明責任の問題など様々な法的問題が存在する医療機関に従事する方のスキルアップと、高齢者の方々の財産管理をはじめとする法律問題を解決する能力や成年後見制度に関する実践的能力などが求められている福祉施設従事者の方のスキルアップをはかります。

(1) 前半半年間：社会人のための民事法学び直し教育プログラム（20コマ）

このコースでの学び直しの基礎となる民法と民事手続法について、企業法実務コースと同様、これらの法分野に係るスキルアップをはかっていきます。

- ① 民法スキルアップ教育プログラム（15コマ）
- ② 民事手続法スキルアップ教育プログラム（5コマ）
- ③ 各授業単元課題学習（注）

(前半半年分)

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	民法(1) 民法概論	朝田 良作	医療・福祉法実務の基礎となる民法に限定した短期履修 1,400円 ×15 コマ =21,000円
第2回	民法(2) 民法を学ぶ前に		
第3回	民法(3) 意思表示・法律行為の無効と取消し		
第4回	民法(4) 代理、条件および期限・期間、時効		
第5回	民法(5) 物権法総論、物権変動	玉樹 智文	
第6回	民法(6) 各種の物権		
第7回	民法(7) 担保物権①		
第8回	民法(8) 担保物権②		
第9回	民法(9) 債権法序説、債務不履行、責任財産の保全		
第10回	民法(10) 弁済その他の債権消滅原因、債権譲渡、債務引受等		

第11回	民法（11）多数当事者の債権債務関係、第三者による債権侵害		
第12回	民法（12）契約法総論、贈与		
第13回	民法（13）売買、消費貸借、使用貸借		
第14回	民法（14）賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、和解		
第15回	民法（15）法定債権関係		
第16回	民事手続法（1）どんな訴えが起こせるのか	熱田 雅夫	医療・福祉法実務の基礎となる民事手続に限定した短期履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第17回	民事手続法（2）民事訴訟の基本原則		
第18回	民事手続法（3）事実認定と証拠、判決		
第19回	民事手続法（4）上訴と再審		
第20回	民事手続法（5）民事執行と保全		

(2) 後半半年間：事例研究による実践的な学習（15コマ）

① 医療・福祉実務演習（15コマ）

演習内容は事例研究とし、取り上げる事例は受講者と相談のうえ決めます。

② 各授業単元課題学習（注）

（注）各授業単元課題学習とは、他のコースも同様、各回の授業ごとに事前に課題を出し、その課題につき予習をしていただく学習の事です。各回の授業の予習は2時間行っていただきます。もちろん、2時間以上行っていただいても結構です。

(後半半年)

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	医療事故をめぐる法実務（1）医療訴訟の仕組み	熱田 雅夫	医療事故をめぐる法実務を対象とする短期履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第2回	医療事故をめぐる法実務（2）医師の権利と義務		
第3回	医療事故をめぐる法実務（3）患者の権利と義務		
第4回	医療事故をめぐる法実務（4）日常診療における法的諸問題①		
第5回	医療事故をめぐる法実務（5）日常診療における法的諸問題②		
第6回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（1）高齢者を取り巻く状況と財産管理	朝田 良作	
第7回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（2）財		

	産管理に関する医療機関・福祉施設の実態			
第8回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（3）成年後見制度の意義と限界①		医療・福祉従事者にとって必要な成年後見制度の法務を対象とする短期履修 1,400円 ×8 コマ =11,200円	
第9回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（4）成年後見制度の意義と限界②			
第10回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（5）社会的な生活支援システムの必要性和成年後見制度①	玉樹 智文		
第11回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（6）社会的な生活支援システムの必要性和成年後見制度②			
第12回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（7）地域包括支援センターの取組と課題①			
第13回	医療・福祉従事者から見た成年後見制度（8）地域包括支援センターの取組と課題②			
第14回	医療・福祉法実務特講（1）	熱田 雅夫		短期履修型と組み合わせて受講
第15回	医療・福祉法実務特講（2）	朝田 良作・ 玉樹 智文		1,400円 ×2 コマ =2,800円

前半半年間 \* 民法（講義・課題学習）（100分+120分）×15回≒55.0時間

\* 民事手続法（講義・課題学習）（100分+120分）×5回≒18.3時間

後半半年間 \* 医療事故をめぐる法実務（演習・課題学習）

（100分+120分）×5回≒18.3時間

\* 医療・福祉従事者から見た成年後見制度（演習・課題学習）

（100分+120分）×8回≒29.3時間

\* 医療・福祉法実務特講（演習・課題学習）

（100分+120分）×2回≒7.3時間

上記授業パッケージのうち、合計60時間以上受講するよう選択し受講すると、履修証明書が交付される。

### ◎ 公共法実務コース（今年度は不開講）

近年、法的な手段で住民と行政との間の紛争を解決する傾向が増えていますが、行政事件訴訟、住民訴訟、行政不服審査等に適切に対応できる力と住民との紛争を未然に防ぐための法的知識が自治体職員にもますます求められています。これらのためのスキルアップをはかります。

また、産業分野をはじめとする多くの分野で自治体による法執行が求められる場面が増えており、そのための実践的な能力が必要になっています。そのためのスキルアップをはかります。

このコースは、他のコースと同様に、下記に示す通り、前半半年間は基礎的な学び直しを行い、その上で、後半半年間は、行政に関わる実践的な法律問題につき事例研究方式での学習を行い、自治体職員の方などのスキルアップをはかっていきます。

(1) 前半半年間：行政と法の基礎の学び直し教育プログラム（20コマ）

このコースでの学び直しの基礎となる行政法の分野を、次に示すように行政作用、行政組織、行政救済の3つの点から学び、行政法の分野に係るスキルアップをはかっていきます。

- ① 行政作用（10コマ）
- ② 行政組織（5コマ）
- ③ 行政救済（5コマ）
- ④ 各授業単元課題学習（注）

(前半半年分)

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	行政作用（1）行政作用の意義とその分類	未定	行政作用に限定した短期履修 1,400円 ×10コマ =14,000円
第2回	行政作用（2）行政計画の機能と法的諸問題		
第3回	行政作用（3）法規命令をめぐる諸問題		
第4回	行政作用（4）行政規則をめぐる諸問題		
第5回	行政作用（5）行政行為の概念と種別		
第6回	行政作用（6）行政裁量の諸問題		
第7回	行政作用（7）行政行為の効力と瑕疵		
第8回	行政作用（8）行政行為の撤回と付款		
第9回	行政作用（9）行政上の即時強制		
第10回	行政作用（10）行政契約の意義と諸問題		
第11回	行政組織（1）行政組織法の概念・範囲と基本原則		行政組織に限定した短期履修 1,400円 ×5コマ =7,000円
第12回	行政組織（2）行政主体概念と諸問題		
第13回	行政組織（3）国の行政組織の特徴		
第14回	行政組織（4）地方自治体の意義と諸問題		
第15回	行政組織（5）自治立法権と自治財政権		
第16回	行政救済（1）国家補償の手続		行政救済に限定した短期履修 1,400円 ×5コマ =7,000円
第17回	行政救済（2）行政事件訴訟の意義と司法権の範囲		
第18回	行政救済（3）取消訴訟		
第19回	行政救済（4）その他の抗告訴訟		
第20回	行政救済（5）行政事件訴訟と仮の権利保護		

(2) 後半半年間：事例研究による実践的な学習（15コマ）

- ① 行政法実務演習（15コマ）

※演習内容は事例研究とし、取り上げる事例は受講者と相談のうえ決めます。

② 各授業単元課題学習（注）

（注）※各授業単元課題学習とは、他のコースも同様、各回の授業ごとに事前に課題を出し、その課題につき予習をしていただく学習のことです。各回の授業の予習は2時間行っていただきます。もちろん、2時間以上行っていただいても結構です。

（後半半年）

	授 業 内 容	担当教員(予定)	短期履修型 (授業パッケージ)
第1回	公物管理に関する法実務（1）道路管理の瑕疵と落石事故	未定	公物管理の法実務を対象とする短期履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第2回	公物管理に関する法実務（2）道路管理の瑕疵と交通事故		
第3回	公物管理に関する法実務（3）河川管理の瑕疵①		
第4回	公物管理に関する法実務（4）河川管理の瑕疵②		
第5回	公物管理に関する法実務（5）河川管理の瑕疵③		
第6回	情報公開に係る法実務（1）知事の交際費と情報公開		情報公開の法実務を対象とする短期履修 1,400円 ×5 コマ =7,000円
第7回	情報公開に係る法実務（2）審議検討に関する情報公開		
第8回	情報公開に係る法実務（3）非公開情報の範囲		
第9回	情報公開に係る法実務（4）インカメラ審理の意義と問題点		
第10回	情報公開に係る法実務（5）情報公開条例と本人開示		
第11回	教育行政に係る法実務（1）文科大臣と教育委員会の関係		教育行政の法実務を対象とする短期履修 1,400円 ×3 コマ =4,200円
第12回	教育行政に係る法実務（2）学習指導要領の法的性質		
第13回	教育行政に係る法実務（3）学校施設使用許可をめぐる法的諸問題		
第14回	公共法実務特講（1）		
第15回	公共法実務特講（2）		
			短期履修型と組み合わせて受講 1,400円 ×2 コマ =2,800円

前半半年間 \*行政作用（講義・課題学習）（100分+120分）×10回≒36.6時間  
\*行政組織（講義・課題学習）（100分+120分）×5回≒18.3時間



- 後半半年間
- \*行政救済（講義・課題学習）（100分+120分）×5回≒18.3時間
  - \*公物管理に係る法実務（演習・課題学習）  
（100分+120分）×5回≒18.3時間
  - \*情報公開に係る法実務（演習・課題学習）  
（100分+120分）×5回≒18.3時間
  - \*教育行政に係る法実務（演習・課題学習）  
（100分+120分）×3回≒11時間
  - \*公共法実務特講（演習・課題学習）  
（100分+120分）×2回≒7.3時間

上記授業パッケージのうち、合計60時間以上受講するよう選択し受講すると、履修証明書が交付される。

#### 4. 募集人員 12名程度

#### 5. 履修期間及び授業時間帯

履修期間：2019年8月1日（木）から2020年9月30日（水）まで

授業時間帯：定期の授業は、原則、平日の18時30分から20時までの時間帯に行いますが、受講生の希望をお聞きし、具体的な曜日と時間帯を決めます。また、土曜日・日曜日・祝日にも行う場合もありますが、特に集中講義形式の授業は、土曜日・日曜日・祝日に行います。

#### 6. 受講料

受講料は、合計35回の授業を受講した場合の48,000円を基本としますが、短期履修型の受講料については、1授業単元の受講料を1,400円として履修された授業パッケージの合計授業単元数に乗じた額とします。

#### 7. 受講会場

基本的には島根大学松江キャンパスを会場としますが、受講者の状況および講義の内容等によっては、学外の適切な施設を会場とする場合もあります。

#### 8. 申請手続

##### (1) 申請方法

志願者は、(3)の申請書類等を取りそろえて(4)に提出してください。

郵送する場合は、「簡易書留」郵便とし、封筒に「法実務スキルアップ特別教育プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

##### (2) 申請期間

2019年7月1日（月）から7月26日（金）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（郵送の場合も7月26日（金）午後5時までに必着。）

(3) 申請書類等

提出書類等	摘 要
①志願書	本センター所定の用紙を使用し作成したもの
②履歴書	本センターの用紙を使用し、写真1枚を貼付したもの
③志望理由書	本センターの用紙を使用し、志望動機及び理由を記入してください。
④返信用封筒	履修者決定通知のため、申請者の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵便切手82円分を貼った長形3号(12cm×23.5cm)のもの
⑤その他	その他センターが必要と認める書類

(4) 申請書類提出先

〒690-8504 松江市西川津町1060  
島根大学法文学部事務部総務グループ

## 9. 選考方法

志願者の提出書類(志願書、履歴書、志望理由書及び卒業証明書)及びインタビュー(メール及び面接等による)をもとに、専門性又は実務経験から判断して選考します。

コースの選択及び履修科目の選定にあたっては、応募に際して提出された志望理由書をもとに、履修生の要望にマッチした指導教員を山陰法実務教育研究センターから選任し、履修生の希望を考慮しながらコース内のメニューの選定を指導します。

ただし、履修資格表の8又は9に該当する者については、書類選考の前に個別の履修資格審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

(個別の履修資格審査に関する問い合わせ期間:2019年7月1日(月)～8日(月)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

## 10. 受講者決定の通知

本人に文書により通知します。(※7月29日(月)に発送予定)

## 11. 履修証明書の交付

本コースで60時間以上履修し修了した者には、履修証明書を交付します。

(学校教育法第105条の規定に基づく証明書)

なお、60時間未満の履修者であっても希望される方には、受講した授業の受講証明書を発行します。

## 12. 問合せ先

### 【申請書類・プログラムに関する問い合わせ先】

島根大学法文学部事務部総務グループ

TEL (0852) 32-9835 Fax (0852) 32-6125

#### 個人情報の取扱い

提出された書類の氏名，住所等の個人情報については，履修者の選考，申請者への連絡のほか，教務修学事務関係，教育・研究活動関係等の業務を行うためにのみ利用します。他の目的に利用し，又は提供することはありません。

別 紙

○履修資格表

履修できる者は、次の1から9のいずれかに該当する者としてします。

No.	要 件
1	大学を卒業した者
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者【大学評価・学位授与機構から学位を授与された者】
3	外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
4	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
5	我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
6	専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
7	文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号） 【文部科学大臣の指定による、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とは次の者をいいます。旧大学令のよる大学、旧高等師範学校・学校専攻科、高等師範学校・女子高等師範学校、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業訓練大学校、気象大学校などの卒業（修了）者】
8	学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学山陰法実務教育研究センターにおける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
9	本学の山陰法実務教育研究センターにおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

注)履修資格8又は9により志願をしようとする者については、2019年7月1日(月)～8日(月)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時までに、下記に問い合わせてください。

島根大学法文学部事務部総務グループ

TEL (0852) 32-9835 FAX (0852) 32-6125